赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に、医師・助産師等が作成した出生証明書がついた出生届を出しましょう。

〔必要なもの〕●出生届(出生証明書を含む)　●母子健康手帳

〔注意事項〕●赤ちゃんの名は、人名用漢字・常用漢字・平がな又は片かな、その他符号等に限られています。
●届出人は、原則として「父」または「母」となります。

〔関連事項〕●届出と同時にマイナンバーカードの交付申請をすることができます。

問合せ　窓口サービス課　☎0796-21-9015　FAX:0796-24-0106

健康保険の加入手続き

豊岡市国民健康保険の場合は、出生届出の時に併せて加入手続きをしてください。

社会保険等の場合は、勤務先に被扶養者異動届を提出してください。

問合せ　国保・年金課　☎0796-21-9061

赤ちゃん(新生児)訪問

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳についている「出生連絡票」のハガキを記入のうえ、郵送またはこども未来課、各振興局市民福祉課へ提出してください。保健師・助産師がご家庭を訪問し、産後の母子の健康状態、赤ちゃんの体重増加の確認や予防接種の説明をします。また、育児の相談をお受けします。里帰り出産などにより市外に滞在中の場合は、こども未来課へご相談ください。

問合せ　こども未来課 おやこ保健係　☎0796-24-9604　FAX:0796-29-0054

こんにちは赤ちゃん訪問

〔対象〕産後～生後4か月までの親子

〔内容〕お住まいの地区の民生委員・児童委員※が家庭訪問を行い、地域で子育てを見守るための声かけ活動を行っています。

※P29を参照してください。

ママの休日プレゼント

在宅での育児家庭に一時保育サービスの利用券を交付する「ママの休日プレゼント」を行っています。

お母さんが、子育てに疲れたときのリフレッシュなどにご活用ください。

〔対象〕　満1歳・満2歳の子どもを在宅で育児している保護者

〔利用できる保育所等〕　市内の保育所・認定こども園

〔利用できる期間〕　1歳の誕生日から3歳の誕生日の前日までの間に1回利用できます。

〔利用券の交付〕　7か月児健診の受診時に利用券を交付します。
7か月児健診後に転入された場合は幼児育成課までお申し出ください。

〔利用方法〕　事前に、利用を希望する保育所・認定こども園へ申込んでください。

問合せ　幼児育成課 幼保運営係　☎0796-22-4452　FAX:0796-29-0054

新生児聴覚検査費助成事業

新生児の聴覚検査費用の一部助成を行っています。

〔対象者〕　新生児聴覚検査を受けた子の保護者（検査日に豊岡市に住民票がある者）

〔助成上限金額〕　5,500円（初回分1回限り）

〔助成方法〕　①兵庫県内の助成券が使用できる医療機関で受診する場合
↳母子健康手帳交付時や転入時に発行する助成券で受診してください。
②県外など①以外の病院で受診する場合
↳一旦自己負担し、後日、こども未来課にオンラインまたは書面で請求してください。

〔請求期限〕　検査日から1年

〔請求に必要な書類〕　●豊岡市新生児聴覚検査費助成金請求書（書面請求の場合のみ）　●未使用の助成券
●領収書、明細書の写し　●振込先口座のわかるもの　●母子健康手帳
●検査結果書類（母子健康手帳に検査結果記録がない場合）

詳細は市HPへ

※出産育児一時金の支給により、自己負担がなかった場合の出産費用の中に新生児聴覚検査費が含まれる場合は対象外となります。

問合せ　こども未来課 こども政策係　☎0796-21-9118　FAX:0796-29-0054

産婦健康診査費助成事業

産後2週間頃と産後1か月頃の産婦健診費用の一部助成を行っています。

〔対象者〕　受診日に豊岡市に住民票がある産婦

〔助成上限金額〕　5,000円（1回につき）
※産婦の精神状態を把握する検査を実施しない場合は、2,500円を上限に助成

〔助成方法〕　①兵庫県内の受診券が使用できる医療機関で受診する場合
↳母子健康手帳交付時や転入時に発行する受診券で受診してください。
②県外など①以外の病院で受診する場合
↳一旦自己負担し、後日、こども未来課にオンラインまたは書面で請求してください。

〔請求期限〕　受診日から1年

〔請求に必要な書類〕　●豊岡市産婦健康診査費助成金請求書（書面請求の場合のみ）　●未使用の受診券
●領収書、明細書の写し　●振込先口座のわかるもの　●母子健康手帳

詳細は市HPへ

問合せ　こども未来課 こども政策係　☎0796-21-9118　FAX:0796-29-0054

1か月児健康診査助成事業

生後1か月頃に受ける赤ちゃんの健康診査費用の一部助成を行っています。

〔対象者〕　1か月児健康診査を受けた子の保護者（子・保護者ともに受診日に豊岡市に住民票がある者）

〔助成上限金額〕　6,000円（1回限り）

〔助成方法〕　①兵庫県内の助成券が使用できる医療機関で受診する場合
↳母子健康手帳交付時や転入時に発行する助成券で受診してください。
②県外など①以外の医療機関で受診する場合
↳一旦自己負担し、後日、こども未来課にオンラインまたは書面で請求してください。

〔請求期限〕　受診日から1年

〔請求に必要な書類〕　●豊岡市1箇月児健康診査費助成金請求書（書面請求の場合のみ）　●未使用の助成券
●領収書、明細書の写し　●振込先口座のわかるもの　●母子健康手帳

詳細は市HPへ

妊婦支援給付金（2回目）

子育ての経済的負担を軽減するため給付金を支給します。

〔支給額〕　胎児1人につき5万円

〔支給対象者〕　胎児の数が明らかになった妊婦

〔申請期限〕　出産予定日8週間前から2年

〔申請方法〕　原則オンライン（詳細は新生児訪問時に説明します）
妊娠中に給付金支給を希望される方は、事前にお問合せください。

詳細は市HPへ

※流死産の場合も医師の胎児の数を証明する診断書の提示により、給付を受けることができます。

※他の自治体で同様の給付金等の支給を受けた方は申請できません。

問合せ　こども未来課 こども政策係　☎0796-21-9118　FAX:0796-29-0054

予防接種

予防接種とは、病気に対する免疫をつけたり、免疫を強くしたりするために、ワクチンを接種することをいいます。感染症にかかりにくくしたり、感染症のまん延を防いだりすることを目的で行うものとして、定期予防接種があります。定期予防接種の中には、乳幼児のうちに受けることが重要なものがいくつかあります。お子さんの健康のためにも、ワクチンの接種時期や副作用などを考慮して予防接種を受けましょう。

詳細は市HPへ

定期予防接種は、住民登録のある市区町村で受けます。生後1か月頃に、市から予診票や協力医療機関などの案内を郵送します。転入された方や事情により市外で接種を希望する方は、手続きが必要です。詳しくは、下記にお問合せください。

問合せ　こども未来課 おやこ保健係　☎0796-24-9604　FAX:0796-29-0054

乳幼児健診・育児教室・発達相談等

保健師等による赤ちゃんの身長や体重の計測・離乳食相談、小児科医・歯科医による診察や心理士による子どもの成長や育児についての相談を行っています。

	乳幼児健康診査・育児教室・発達相談等	内　容
0歳	赤ちゃん（新生児）訪問	①赤ちゃんが生まれたら、保健師・助産師が家庭訪問します。（7ページ参照） ②「こんにちは赤ちゃん事業」として、地域の民生委員・児童委員が家庭訪問します。
	4か月児健診	計測、問診、内科診察、離乳食相談、育児相談、ふれあいあそび
	7か月児健診	計測、問診、内科診察、離乳食相談、育児相談、歯科相談、 ブックスタート（絵本のプレゼントと読み聞かせ）
1歳	1才のすくすく広場	離乳完了期の話、歯みがきの話、栄養・歯科相談（希望者）
	1歳6か月児健診	計測、内科・歯科診察、育児相談、歯科相談、幼児食相談（希望者）、 臨床心理士の相談（希望者）
2歳	にこにこ教室 （2歳児歯科教室）	歯科診察、歯科相談、フッ化物塗布（希望者）、幼児食相談（希望者）
3歳	3歳児健診	計測、内科・歯科診察、尿検査、視聴覚検査、育児相談、歯科相談、 栄養相談
4〜5歳	5歳児発達相談	子育ての困難感の軽減や就学に向けてのスムーズな支援のために、 医師・臨床心理士・保健師等による相談を行います。
随時	発達相談 「わんぱくクリニック」 「のびのびキッズ」	子どものことばや行動、関わり方などについて、医師や臨床心理士・ 言語聴覚士・保健師が相談に応じます。
	育児支援教室 「こがもらんど」	子どもへの関わりに悩みや不安のある保護者を対象に、子どもとの遊びや交流会などを通して、子どもの発達特性の理解と子どもへの接し方を学びます。
	保護者支援教室 「にじっこくらぶ」	子育てに悩みを持つ保護者を対象に、個別の相談を通して、子どもへの 接し方を学びます。

問合せ　こども未来課 おやこ保健係　☎0796-24-9604　FAX:0796-29-0054